

～ 犯罪の被害にあった子ども・きょうだいのために～

犯罪の被害にあった子どもは、自ら声を上げることが困難です。そのため、周囲の人には、子どもの問題が見えにくくなりがちです。そのきょうだいも同様に、心身に様々な影響を受けています。このリーフレットでは、犯罪の被害にあった子どもやそのきょうだいをどのようにサポートしていったらよいのかについてご紹介します。

犯罪被害にあった子どもやきょうだいに起こる「心身の変化」

重大な事件に巻き込まれると、子どもの心と身体には様々な反応や症状が出る場合があります。例えば、悲しいはずなのに涙を流しません。赤ちゃんのようにベタベタしたり、授業には参加しないのに、クラブ活動には参加したりします。アンバランスな子どもの様子は、周囲には不思議な態度に見えますが、これらは、ショッキングなできごとを体験したときに出る自然な反応や症状です。このとき、周囲が間違った対応をすると、子どもの心はダメージを受けて、さらに深刻化、重篤化することがあります。子どもの「心身の変化」は自然な反応や症状として受け止めましょう。

心と体におこること

からだの反応

- ・食欲不振、腹痛、下痢、吐き気
- ・眠れない、怖い夢をみる

生活・行動の変化

- ・多動、多弁、落ち着きがない
- ・赤ちゃんがえり、甘えが強くなる
- ・学習能力の低下
- ・以前楽しんでいた活動に興味がなくなる



こころの反応

- ・一人でいるのをこわがる、離れたがらない
- ・ビクビクしている、びっくりしやすい
- ・できごとのことを話したくない
- ・できごとに関連するものや場所を避ける

犯罪被害にあった子どもやそのきょうだいから明確なサインが出るかどうかは分かりません。事件前後の様子を比較して状態を把握することが必要で、そのためには日常的に子どもの様子を見守る人の情報がとても大切です。

どのように接してあげたらよいのでしょうか



周りの大人が落ち着いて子どもに接してあげると、子どもも落ち着きを取り戻してきます。しかし、大人が自分の気持ちを抑えつけていると、子どもはそれをまねしてしまい、自分のつらい気持ちを話さなくなります。

親も「私は、今こんな風を感じているよ」と、子どもにわかる言葉で説明して、いろんなことを感じていいのだと教えてあげてください。

また、子どもから衝撃的な話を聞くと、親の方が耐えられなくなることもあります。そのような場合には、親自身が身近な人や専門家に話を聞いてもらうことも必要です。

全国精神保健福祉センター長会「心だってケガをすることがあります」を参考に作成



三次的被害で子どもの心が更にダメージを受けないために

子どもが悲しみや苦しみの状態にあるとき、周囲の人は応援をしたいと思います。しかし、善意の言葉が子どもの心に更なるダメージ（二次的被害）を与えてしまうことがあります。

二次的被害の例



こんな風に接しましょう



熊本県・警察庁作成

「犯罪の被害にあった子ども・きょうだいのためのサポートブック」より



各都道府県警察の被害相談窓口

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対しては、心理学的立場からの専門的なカウンセリングが必要となることがあります。そこで、警察では、その精神的被害を軽減するため

- カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置
- 民間の精神科医やカウンセラーとの連携
- 犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度

などにより、犯罪被害者等のための相談・カウンセリング体制を整備しています。

各都道府県警察によって、支援内容や制度が異なる場合があります。

詳しくは担当警察官もしくは各都道府県警察の被害相談窓口へお問い合わせください。

各都道府県警察の被害相談窓口一覧はこちら：<https://www.npa.go.jp/higaisya/ichiran/index.html>

まずはアクセス!



性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」

- この番号にダイヤルしていただくと、発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。
- 緊急を要する場合は、110番通報をお願いします。
- 土日・祝日及び執務時間外は、当直で対応します。
- 相談される方の電話の種類によっては、つながらない場合があります（一部のIP電話等）。

性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」一覧はこちら：<https://www.npa.go.jp/higaisya/seihanzai/seihanzai.html>

